

葵の園・江別 訪問リハビリテーション

重要事項説明書

利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションサービス提供開始にあたり、当事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 葵新生会
代表者名	理事長 新 谷 正 子
所在地・連絡先	(住所) 広島県東広島市八本松町原 1 1 1 7 1 番地 1 (電話) 0 8 2 - 4 2 9 - 0 3 5 0 (FAX) 0 8 2 - 4 2 9 - 1 7 8 9

2. 事業所

施設の名称	葵の園・江別 訪問リハビリテーション
所在地・連絡先	〒069-0863 (住所) 江別市大麻南樹町 1 番地の 1 (電話) 0 1 1 - 3 8 7 - 6 6 5 5 (FAX) 0 1 1 - 3 8 7 - 6 6 5 6
事業所番号	0151080074
管理者の氏名	宇佐美 逸世

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

当事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 訪問リハビリテーション計画の作成及び事後評価

医師等の従事者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者及び家族の希望を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（訪問リハビリテーション計画）に記載して、利用者及び家族に説明し、同意を受けます。

4. 事業所の概要

(1) 敷地及び建物（介護老人保健施設）

敷地		3. 9 7 8㎡
建 物	構造	鉄筋コンクリート造 4 階建
	述べ床面積	5. 4 7 7. 1 6㎡
	利用定員	入所 1 0 0 名（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、空所を含む） 通所 4 5 名（介護給付・介護予防給付サービス定員を含む）

(2) 介護老人保健施設内の訪問リハビリ室

設 備	室 数	面積	備 考
訪問リハビリ室	1	9.22㎡	居宅支援事業所内

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1		1			訪問リハビリテーションの管理をする
理学療法士	2		3			基本・応用動作のリハビリをします
作業療法士	2		2			
言語聴覚士	1		1			

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30） 常勤で勤務	年間115日
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30） 常勤で勤務	年間115日

7. サービスの概要

介護保険給付サービス

種 類	内 容
訪問リハビリテーション	リハビリスタッフが「生活動作をスムーズに行うための訓練」・「身体の機能回復訓練」・「補助具や福祉用具の使用方法についての助言」等を行います。

介護保険給付対象外サービス

種 類	内 容
口座引落手数料	利用料金を口座引落する場合に負担していただきます。 （110円/1回）

営業時間	午前9時00分～午後5時30分
営業日	月曜日～土曜日（12月31日～1月3日、祝日除く）
休業日	日曜日、祝日、12月31日～1月3日
事業実施地域	江別市全域、札幌市厚別区全域、北広島市、石狩郡当別町 ※上記以外の地域についても、ご相談ください。

8. サービス利用料金

(1) 利用料金（別紙利用料金表参照）

利用者のサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

(2) 利用料金のお支払い方法

料金・費用については、1ヶ月ごとに請求し、金融機関口座から毎月26日（土・日・祝にあたる場合は翌日）の自動引き落としさせていただきます。なお、手続きが完了する間は、窓口での現金払い、又は下記口座への振込をお願いします。

口座名：北洋銀行	野幌中央支店	普通口座	4 2 2 6 5 3 1
口座名義：社会福祉法人 葵新生会 理事長 新谷 正子			

(3) キャンセルについて

（介護予防）訪問リハビリテーションサービスをキャンセルする場合には、前日もしくは当日8：30までにご連絡ください。

9. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口責任者 管理者 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話 011-387-6655 苦情箱 葵の園・江別1階事務所横に設置
江別市介護保険課	所在地 江別市高砂町6番地 電話番号 011-381-1067
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 電話番号 011-231-5161
施設における 苦情処理の手続き	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順 (1) 苦情内容の聞き取り、把握を充分に行う (2) 苦情の内容を伝達する (3) 問題点を把握する (4) 管理者等に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処の問題点を伝達する (5) 事業所としての意思決定（謝罪、事実伝達・説明、市町村道の報告等）を行う (6) 事業所における反省事項の整理、再発防止の対策を行う。 (7) 苦情処理台帳への記載し、再発防止に努める。 (8) その他、必要に応じて対応を検討する。

10. 事故発生時の対応及び損害賠償

当施設は、訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故により利用者に損害が発生した場合は、当施設は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、当事業所に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。当該事故につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

11. 機密の保持と個人情報について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	当事業所及び当事業所の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	当事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

令和 年 月 日

（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの提供開始に際し、本書に基づき重要事項の説明を行いました。

葵の園・江別 訪問リハビリテーション

説明者氏名 氏 名 印

私は、本書に基づいて施設の職員（職名 ）から、重要事項の説明を受け、（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所
氏 名 印

代理人 住 所
氏 名 印
続 柄

改訂 令和4年4月1日